

福祉のまちづくりの面的な展開に関する研究

－小規模購買施設等のバリアフリー化推進方策に関する研究(その2)－

A Study on the Spread of Providing Accessible Environment toward Caring Society for All

－Study of Measures for Barrier-free Promotion of Small-scale Facilities(Part2)－

三宗省三 西尾幸一郎
MITSUMUNE Shozo, NISHIO Koichiro

キーワード：

小規模購買施設等、店舗者の意識、建設関係者の意識、障害体験学習による意識向上

Keywords:

Small-scale Facilities, Consciousness of Owners of Small-Scale Facilities, Consciousness of Designer and Construction Staff, An Advancement of Consciousness through Learning by Experience of Quasi-handicapped Person,

Abstract:

As the result of studies of last fiscal year, some problems and some desirable improvements were raised from the standpoint from acceptance of notification.

This year we explored that how “the town planning ordinance of the welfare” and its standard are taken by owners of small-scale facilities and planners and construction staffs. And also tried to clear what kind of consciousness are there for them. And we propose what is effective to make good use of “the town planning ordinance of welfare” and its standard.

1 はじめに

昨年度の研究の結果、小規模購買施設等の施設における整備基準が努力義務規定であり、これらの基準を満足させるため、行政関係者は努力しているが、市町の窓口担当者の推測では、基準を満たしていることについて、ほとんどの施設で満たしている

(9.8%) と一部の施設では満たしている (54.9%) と両方で64.7%に留まっている。また、技術系の職員以外が対応している窓口では両方で59%となっている。また、同担当者からの推進方策に対する提案として、条例の基準を満たした場合のメリットを設ける (20件)、条例のPRをする (10件)、努力義務から遵守義務へ移行する (5件)、完了検査の義務化 (3件)、基準を満たさなかった場合のデメリットを設ける (3件) 等があった。

今年度はこれらを受け、店舗者側の小規模購買施設等の施設の基準に対する意識はどのようなものか調査を行った。

調査地は淡路市富島の区画整理区域を選定した。ここは阪神淡路大震災で甚大な被害を受け、現在仮換地が進んで小規模な店舗が一定の数まとまって完成しており、このような地域は県内で他に例を見ないからである。また商店主等にとっては震災によって予定外の再建を余儀なくされた事例も多数あると思われ、オーナーの意思として端的な意見が出てくるとの期待も持たれることから調査地とした。

この区域では、最近の事例として小売店舗等における良好な事例等をあわせて調査したが、当該区域ではごく小規模な店舗がほとんどで、トイレの設置基準等店舗内部の基準についてはあまり得るところが無かったため、玄関までの寄り付きやすさにポイントを絞った。

またもうひとつの見方として、設計者や施工者は、福祉のまちづくり条例の規定や、まちの中で小規模店舗等がどういう意味をもって存在するのか等について、どのような意識をもって業務に携わっている

のかアンケートを行った。これは、当研究所のセミナーでいただいた、肉親に障害者をお持ちの方の「上に立つ人には障害の体験をして我々の意見を分かってもらいたい。」との意見を参考にして実験的におこなったもので、条例の基準がなぜ必要なかをPRする方法として、講義だけでなく、障害者等の疑似体験等を行い、その前後の意識の差を見て啓発できたかどうかを併せて測ろうとしたものである。

2 淡路市富島での調査

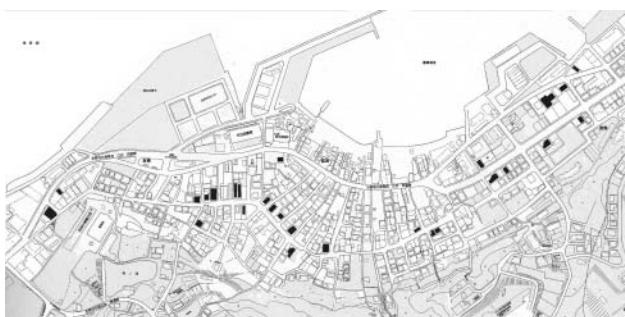


図1 富島の店舗の位置
Fig.1 Positions of Shops in Toshima.

平成14年10月から、福祉のまちづくり条例の「小規模購買施設等の施設」の整備基準が施行されていることに対して、富島の区画整理区域で最近に完成、また改修した店舗のオーナー等に対して、福祉のまちづくり条例に対してどういう意識を持っているか聞きとりを行った。

2.1 調査対象店舗の選定

調査対象店舗は平成17年9月22日に区画整理区域とその関連区域を踏査し、最近に完成したか改修をした形跡のある小規模店舗であることを基本として選定したが、明らかに専門職を対象とした店舗や事業所、仮設の店舗または宅配対応等の倉庫的店舗は除外した。その結果、聞きとり対象は33店舗となつたが5店舗で回答を拒否され、実際にアンケートに応じていただけたのは28店舗であった。聞き取りのできた富島の区画整理区域の店舗の位置を図1に、回答者（全体28名：男性18名、女性10名）の年齢分布を図2に示す。

2.2 聞き取リアンケート

聞き取りの結果、対象が比較的最近に建築するか店舗の改築を行った人たちであったにもかかわらず、福祉のまちづくり条例を知っていた人は、自分で店舗の平面計画案をスケッチしたという中華料理店主と、最近に完成した衣料品店主のわずか2名であっ

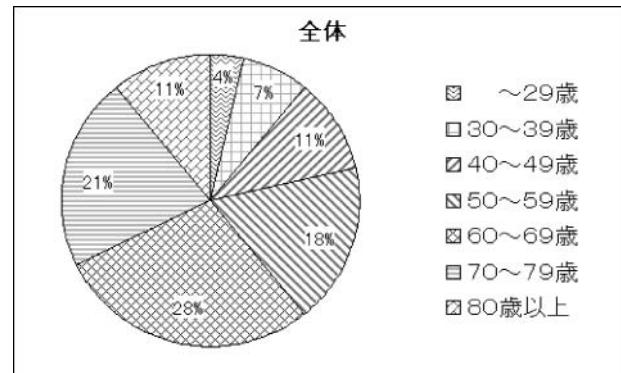


図2 回答者の年齢構成（全体）
Fig.2 Organization of age of answerer (total)

た。この商店主は、条例に基づく届出に関する報告を設計事務所から受けて知ったとのことであった。他の店主等は、設計事務所や業者任せで分からぬとの回答であった。商店主等が福祉のまちづくり条例を知らないことは、建築時期が平成14年10月の前後いずれであるかにかかわらず、今後の課題と捉えるべきである。

福祉のまちづくり条例を肯定的に見ている人々は、商店主として今後も店舗を経営していくという比較的若い人に多く、条例の規定は余計なお世話だと見方をする人は比較的高齢者に多い傾向が見られた。

福祉のまちづくり条例の小規模購買施設等の施設の基準に肯定的な意見の人たちでは、

- ①店のお客様に不便がないように考えるのは当然。
- ②条例に示された基準について、我々もこれから考える必要がある。
- ③（箱物を規定するのも必要だが）基本は、周りの人がいかにケアするかではないか。
- ④店舗の改善に無利子やせめて低利の融資が欲しい。

等の意見があった。

これに対し、否定的な意見では、

- ①こんな小さな物（店）まで、（基準を守れと）言わなくてもいいではないか。
- ②個人の持ち物に口を出すのなら、金も出せ。少なくとも7～8割は出してもらいたい。本来100%だ。
- ③ソーラー発電のように一定の補助が必要だ。
- ④役場が何もやっていないのに、何で個人がするのだ。
- ⑤便所をたくさん造れ。人の店に借りに来させるな。

等の意見であった。

その他ここでは福祉行政に対する希望として、高

齢者や障害者に便利な品物を紹介するシステムづくりができないか、との提案があった。

双方の意見を大きく4種類と無関心（無回答）に分類すると図3のようになる。

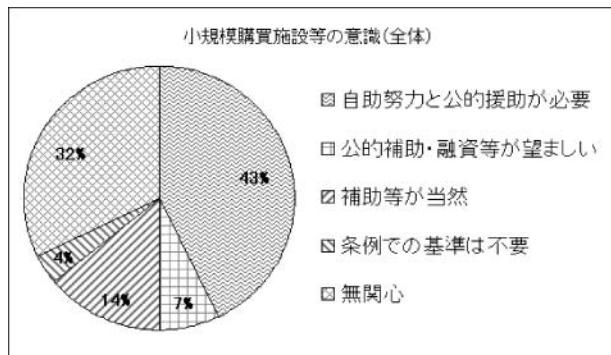


図3 店主等の意識（全体）
Fig.3 Senses of Owners of Small Shop in Toshima (Total)

無関心（無回答）が32%と大きな比率を占めてはいるが、「自助努力と公的援助が必要」と「公的補助・融資等が必要」の項目で半数を占めており、半数の人たちが前向きに理解を示し、そのための努力には公的な支援が欲しいとの意見である。

また、いずれの商店主も地域の高齢化や富島の商店会自体の高齢化を十分に認識しており、人口、世帯数ともに震災後から現在までの半数に近い減少について話し合っているという。

富島では、昨年度行政窓口担当者の提案に見られた、基準を満たした場合のメリットや、満たさない場合のデメリットの適用等についての意見は聞かれなかった。

3 「小規模購買施設等の施設の整備」基準を実現するための試み

昨年度の研究では小規模購買施設等の施設について、市町の届出受付窓口の担当諸氏の苦労が報告され、その理由の一つに100m²未満の小規模購買施設等の施設については、整備基準の遵守を規定せず、努力義務規定となっていることが挙げられ、基準の遵守義務化や検査の義務付け等が提案されている。

努力義務とした理由はさておき、「すべての人にとってやさしいまち」とするために小規模な店舗が地域で担う役割は決して小さなものではない。むしろ、モビリティの点で今後高齢化の進展とともに地域の小規模購買施設等の施設の役割はさらに大きくなると思われる。

今回姫路市で、これらの店舗に対しての係わり方が施設の設置者（施主）に近く、実務として届出書の提出や現場で直接工事に携わる設計者や施工者と

しての立場の人たちを中心に、「小規模購買施設等の施設」に対する意識調査を行った。調査は、(社)兵庫県建築士会姫路支部共催の県立姫路高等技術専門学院公開講座「福祉のまちづくり条例学習会&障害体験学習会」で行い、講座の開催前と終了後にアンケートに協力いただく形式を取った。講座の内容は、初めに障害の疑似体験（高齢、片まひ、ロービジョン及び車いす）をしたのち、小規模購買施設等の施設の努力義務規定の解説を行った。

参加者18名（外に途中参加1名）に対し、条例に規定した努力義務に関する意識と、建物所有に関する意識についてアンケート調査を行った。

努力義務規定に関する質問、建物所有に関する質問についての選択肢は以下の内容である。

アンケート結果をみると、努力義務に設定したアは選択されたが、イとウについては誰も選択しなかった。

【努力義務規定に対する意識】の設定項目

- ア 努力義務というのは建前が通ればいいということ。届けを出して体裁を作ればそれでよい。
- イ 施主の意向と予算が全てである。何の得も無いのに余計なお世話だ。守る必要は無い。
- ウ 施主との間には業者さんがいて、こちらの思うようにはならない。
- エ 努力はするが、できない場合はどうしようもない。
- オ 予算は限られているが、何とか基準に近付ける努力をする。
- カ 施主に意見具申をして何とか調整する。
- キ その他

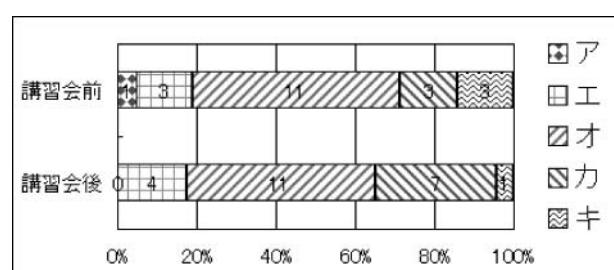


図4 努力義務に対する意識（全数18）
Fig.4 Senses of duty to make efforts (total:18)

参加者が総数で18名と少なかったが、アンケートの結果を見れば、体験学習によって福祉のまちづくりに対する認識が少なからず向上することが読み取れる。努力義務については、講習会の前後で、予備知識無しでの努力義務と、具体的目的に対する努力義務とに概念の差があることは否めないが、アの「建前が通ればよい」との解釈が無くなり、エの「努力はするが、できない場合はどうしようもない」項以上に変わり、仮に施主が目先の便利のため、基

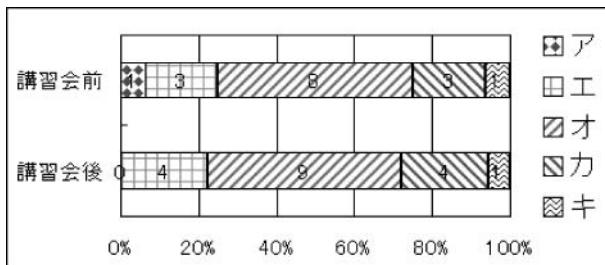


図5 努力義務に対する意識（建設関係者13名）
Fig.5 Senses of duty to make efforts (People of the Construction Industry)

準を無視しようとしても、弱者の側に立って施主を説得すべき必要性を意識した回答となっていることがわかる。

その他にこれを端的に現した設計者の意見があり、「必要性を自分で判断し、決めています。」から「設置の意義が理解してもらえる状況にあるときには設置します。」と変化しており、基準に従って整備することについて、施主とのコミュニケーションが前提となる回答に変化している。

【建物所有に対する意識】の設定項目

- ア 建物は税金を払っている持主のものだ。役所が余計なことを言うな。
- イ 100㎡未満の店舗等にまで行政がとやかく言うべきではない。
- ウ 建物はいずれ建て替える。今はそこそこ使えばそれでよい。
- エ 店舗等は個人所有でもまちのインフラ。一定の基準があるべき。
- オ 予算は限られているが、何とか基準に近付ける努力をする。
- カ 高齢者・障害者対応どれも自分のこととして考える必要がある。
- キ その他

建物所有に関する意識を見ると、グラフのように力及びオが増加しているように見えるが、前後の数の比較をすれば、力は同数でエ・オはむしろ減少している。グラフの比率に現れたのはむしろア・イ・ウの減少であり、意識の底上げがされたことを表している。また、建設業関係者の中に、エ・オ・カを選択していて講習後力だけを選択、またオ・カを選択した人が各1名あり、これをこのグラフに上乗せすることはできないが、アンケートの結果では意識の低かった人には底上げ効果が、また元々意識の高いかった人はさらにシビアに自分自身のこととして考える必要性を認識した結果となっている。

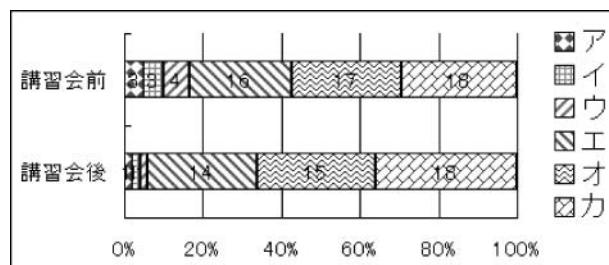


図6 建物所有に関する意識（全数18名）
Fig.6 Senses of Possessing a Facility (Total 18 men)

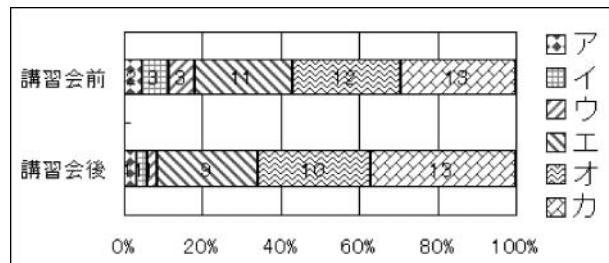


図7 建物所有に関する意識（建設関係者13名）
Fig.7 Senses of Possessing a Facility (People of the Construction Industry : 13 men)

このアンケートには、福祉のまちづくり条例及び小規模購買施設等の施設の届出制度に関する認知についても設問していたが、建設関係者13名のうち条例を知らなかつたのが3名、小規模購買施設等の施設の届出について知らなかつたのが6名であった。この数字は、この試みの初めに述べたように、参加者は兵庫県建築士会姫路支部からの呼びかけに応じて参加した、相対的に意識の高い方々であることを勘案すれば、福祉のまちづくり条例、小規模購買施設等の施設の届出制度の周知についてまだまだ工夫の余地があると思われる。

今回、条例の受付窓口の担当者も2名参加していたが、講習会後の自由記載の欄に「当該条例の説明について、施主・設計者を対象に今後も是非実施してほしい。必要性を説明してほしい。」との意見があった。

今回、障害等体験学習を通じて、参加者には福祉のまちづくり条例の存在意義を理解いただいたとの手応えを得た。しかし同時に、建設業関係者の中でさえ福祉のまちづくり条例、とりわけ小規模購買施設等の施設に関する規定があまり知られていないことがわかった。確かに条例であれば関係者が熟知して対応する義務が存在するのであるが、建設関係者が福祉のまちづくり条例、小規模購買施設等の施設の基準を知っている状況は、昨年度の行政窓口アンケートを参考にすれば、阪神間を除けば概ね同様の状況と思われる。

4 事例調査

先述したように、今回富島の区画整理区域では2件のミニスーパーを除けば小規模な個人経営の店舗のみで、トイレ等の屋内の整備には得るところがなかったが、区画整理による面的整備と一体化した建築であったため、外部の寄り付きに工夫された事例が見られたので数点紹介する。また、研究所周辺の飲食店での車いす使用者に対する改善事例を合わせて紹介する。

4.1 【電器店 F.Y.】



図8 電器店 F.Y.
Fig.8 Electrical Shop F.Y.

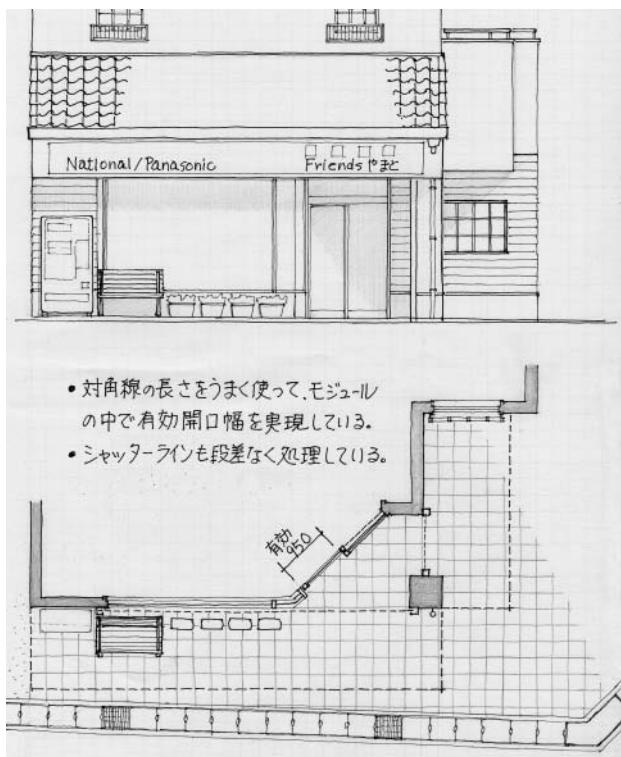


図9 電器店 F.Y. のスケッチ
Fig.9 Sketch of Electrical Shop F.Y.

この店は鉄骨造であるが、その特性をうまく使って対応している。大きな庇と2階住居部分のバルコニー下部を庇代わりとして活用している。コーナーに独立柱があり、やや後退した位置に入り口を設計している。このため、外部に緩やかな水勾配が必要なだけで、内外の床面は平坦なものとなっている。このような間口の狭い店舗では、内部の陳列との関係で扉が狭くなりがちであるが、ここでは入り口の引き戸を直交軸から対角線方向に設定することによって扉の有効幅を確保し、使いやすいものとなっている。庇とバルコニーの奥行きはしっかりと取られており、雨の日でも傘などの扱いが楽なものとなっている。外部床は30cm角普通モルタルの平板ブロックであるが、滑りにくく施工精度良く仕上げられており、嫌味が無い。残念ながら視覚障害者用の誘導ブロックや注意喚起ブロックは設置されていない。

4.2 【N書店】

この店は、ご家族の方がモデルハウスの見学をして気に入ったという住宅メーカーが設計施工したもの。写真で見れば普通のたたずまいであるが、実際にそこに身をおくとお家（店舗併用住宅である）の人たちと、設計担当の濃い密度の打ち合わせがわかる。特に外部の材料ひとつひとつの選択にも思い入れが感じられて、手づくりの暖かさを感じられる。

寄り付き上部には大きく庇とテントで覆いをかけ、雨仕舞の心配なく入り口内外の床面の平坦さを実現している。また、出入り口は軽い引き戸で有効幅も1mとゆったり取られており、使いやすいものになっている。条例の基準を守ることは当然であるが、同時にそこに身をおいたときの建築的な気持ちよさを追求しており、すべての人に対して心地よさを併せて創っていくことがまちのインフラとして必要なことを再認識させる建物である。



図10 N書店
Fig.10 Book Store N

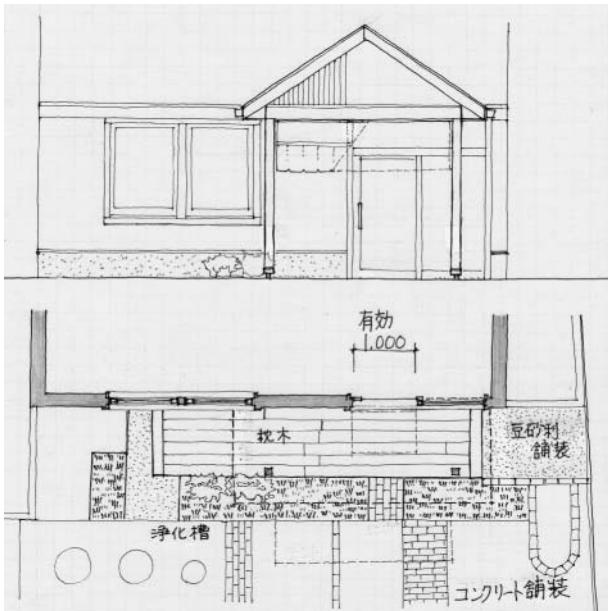


図11 N書店のスケッチ（部分）
Fig.11 Sketch of Book Store N

4.3 【和菓子店 D】

区画整理の北東の区域で、通過交通となる県道江井岩屋線より海側ブロックに位置する。敷地は広く、区画表示は無いが駐車スペースも十分である。敷地はほぼ平坦で北側に向けて開き、秋から冬、初春にかけては海からの厳しい風を受けることとなる。この条件の中で店舗への平坦な寄付きを実現するため、深く大きな庇の出にさらに店舗を後退させ、入り口部分に大きな懐を取ることによって、季節風による雨等の吹き込みを緩和し、アプローチから店内に至る経路を平坦なものとしている。

ここは店舗併用住宅であるが、屋根の下に店舗の面積以上の外部空間を提供することによって実現したもので、店主の思い入れがよくわかる。店舗への寄り付きについては、よく考えられており、軒高を約3.3mとして深い懐に対して暗くならないようにしている。アスファルト舗装面からタイル張り部分へは緩やかな全体勾配で摺りつき、店舗入り口へ向けてのタイルは明度を下げて表現している。また、寄り付きの玄関マットについて、アクセントとして、赤いマットが敷かれている。これは臙脂系であるが、部分的にでも黄色の混じった朱色系を添えたほうがさらに視認しやすいと思われる。

入り口は内外ともセンサー式の片引自動ドアで有効幅が1 mあり、店内もゆったりしている。この店舗は、平成16年の23号台風によって南側の山からの出水が南側の空き地を越えて、作業場が浸水したことである。のこと自体は区画整理の排水施設が整備途上のためと思われるが、浸水の防止



図12 和菓子店 D
Fig.12 Shop of Japanese-style Confections D

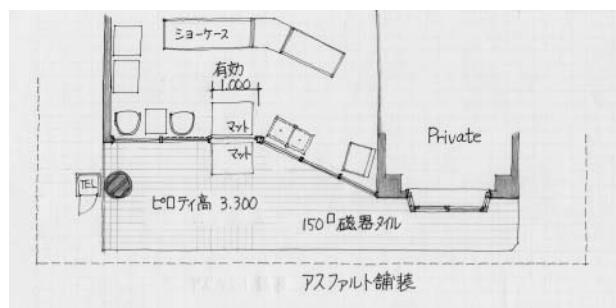


図13 和菓子店 Dのスケッチ
Fig.13 Sketch of Japanese-sweets store D

は衛生上も大きな課題であり、このような敷地では、床面の設定において寄り付きのしやすさと、水災対策との兼ね合いについて詳細な検討が必要である。

4.4 【衣料品店 F】



図14 衣料品店 F
Fig.14 Clothing Store F

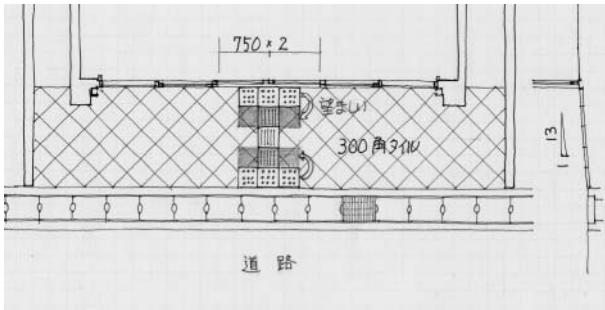


図15 衣料品店 F スケッチ（平面）
Fig.15 Sketch of F (Plan)

ごく最近に完成した、富島での調査で唯一点字タイルを設置していた店舗である。外部床の色調の選定、タイルの斜め張り等、街の中でオリジナリティーがあり、よく考えられている。設計が完了して工事にかかるときに、前記の平成16年の23号台風を経験し、急遽店舗の床高を上げたとのことで、道路からの寄付きがやや急になっている（約1/18）。また、狭い幅の中に注意喚起ブロックと誘導ブロックを配しているが、注意喚起ブロックの位置にやや不都合が生じてしまった。注意喚起ブロックは段差等予告表示であることを了解して設置するべきである。

4.5 【F鮮魚店】

店舗併用住宅であるが、この店舗の場合は鮮魚店で、常時床を水で洗うため住宅部分との段差も必要であったためではあるが、はっきりと店舗部分と住宅部分の床面の設定を変え、店舗部分は前面道路から緩やかな水勾配のみで寄り付けるようになっている。店先にはいすが置いてあり、通りがかりの年寄りでも座れるようになっている。ここ富島ではこの店にかかわらず、店外にベンチや床机といったものが少なからず見かけられた。



図16 F鮮魚店
Fig.16 Fresh Fish Shop F

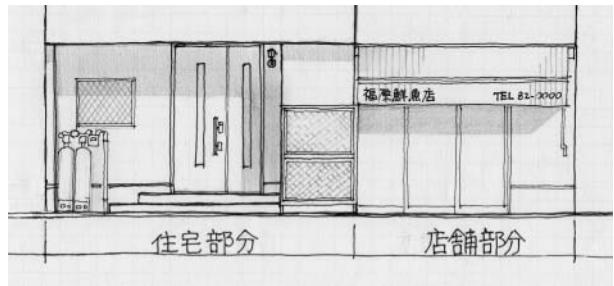


図17 F鮮魚店のスケッチ（正面図）
Fig.12 Sketch of Fresh Fish Shop F (Front View)

4.5 【家庭料理店Kと、韓国焼肉店J】

この事例は福祉のまちづくり工学研究所の近傍にある飲食店のカウンター改善の事例である。内容は車いすで利用するには高すぎ、またフットレストが当たってしまって近寄れないカウンターの下に板を差し込んだだけのものであるが、店舗が狭いためこれを着脱式としている。いずれも店主等の手造りであり、試行錯誤の結果である。

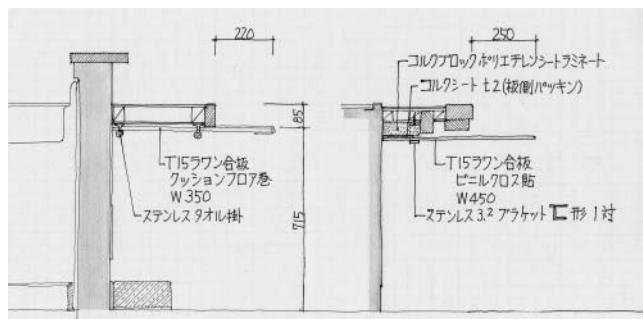


図18 カウンター断面（家庭料理店Kと韓国焼肉店J）
Fig.18 Section of the Counter (Home Cooking Restaurant K and South Korean Roast Meat Restaurant J.)



図19 「家庭料理店Kと韓国焼肉店J」のカウンター
Fig.19 Counter of Home Cooking Restaurant K and South Korean Roast Meat Restaurant J.

5 結 論

今年度の研究の結果、小規模購買施設等のバリアフリー化推進方策について、淡路市富島で実際に店舗を建築した店主ではほとんどの人が福祉のまちづくり条例を知らず、また姫路で行った公開講座の参加者では、設計者や施工関係者でも条例を知らなかっ

た人が13人中3名、小規模購買施設等の施設に関する整備基準や届出義務を知らなかった人が6名もあった。これはわずかなサンプルではあるが、少なからず県下の状況を表していると思われる。

福祉のまちづくり条例は条例であるから、公布施行すれば当然関係者は熟知して対応する義務があるが、現状においては福祉のまちづくり条例を県民にさらに啓発していく必要がある。民間の確認・検査機関の建築主事とも連携して届出の漏れを無くする方策を講じる等、漏れを掬いあげていくのも方法ではあるが、商店主等については地域の商工会等を通じて、また設計者や施工関係者については建築士法や建設業法による指定講習等の機会を捉え、より多くの関係者を啓発していく必要がある。

その方法として普及の効率と社会風土の醸成の二つの観点から以下のように提案する。

- ①関係者に高齢や障害者の擬似体験や、住民参加型のまちづくり研修等で体験し、考え、創り出すというプログラム実施し、条例の意義の理解とともに浸透させていくこと。
- ②県下の技術者養成施設（県立高等技術専門学院等）のカリキュラムに上記の疑似体験等を取り入れ、将来の中堅技術者の意識向上を図る。
- ③該当施設の設計者等に対し、施主（事業者）に対して、小規模購買施設等の施設の整備基準の説明を義務付ける。

こうした積み重ねによって、心配りのある、誰もが利用しやすい店舗、住みやすいまちが出来上がっていくと考える。

6 その他：富島での調査を通して設計者、施工者等にお願いしたいチェック事項

今回淡路市富島での調査の中で、福祉のまちづくり条例で示された基準の趣旨が理解されずに、施工されている事例が少なからず見られた。

一つ目は、出入り口の前後に規定された平面である。条例の基準¹⁾では、「戸の前後に水平面を設置すること」と記されているが、特に車いす使用者にとって、扉の開閉には安全に止まっている平面が必要なことがあまり理解されていない。基準の意図するところが、障害を持った人の一連の動作として理解されていないということであろうか。手動の引き戸の場合でも、通常の車いすでは対角の長さが約120cmあり、戸に寄り付き、戸を引き、一旦後退して扉位置を通過するという一連の動作をスムーズに行うためには方向転換に必要な140cm四方の水平面を目安に考えるべきである。（引き戸は風圧のかかる外部扉には使用を避けたい。）

二つ目は、寄り付きのゆるい斜面上部に3cm程度の段差を設けた例が散見されたことである。多くは水切りのための立ち上げであったが、斜面上の段差は車いすでの乗り越えが困難だけでなく、高齢者のみならず、下りに向けた動作では事故を招きやすい。段差、傾斜、狭さ、開閉動作等すべてをバリアと考え、二つ以上のバリアを重ねないようにするべきである。

三つ目として、水に濡れることのある床材であるが、滑りについて特に入念に検討したい。店舗は商売道具であるから美観も大切であるが、安心して歩ける床材が美観を損なうものではない。

ただ、床材の滑りの問題については資料も少なく、東京都福祉のまちづくり条例²⁾の解説ではC.S.R.値で紹介され、土足の場合で0.4～0.9、傾斜路で0.5～0.9と大きな幅を認めており、同一の床では滑り抵抗に大きな差（C.S.R.で0.2以上）のある材料の使用を避けるとなっている。なお、東京都の「身近なバリアフリーハンドブック³⁾」では、床材の使用環境も併せて紹介されているので、素材の組み合わせや水濡れ等を検討する参考として紹介する。

7 終わりに

今回福祉のまちづくり条例小規模購買施設等のバリアフリー化に関する研究について、淡路市富島での聞き取り調査に際して、旧北淡町役場をはじめ地元商店主の方々が忙しい時間を割いてご協力いただいたことに感謝します。また姫路で実施した県立高等技術専門学院の公開講座では直接車いす等体験コースを作成いただいた学院スタッフの皆様をはじめ、この企画の段階からご尽力いただいた兵庫県建築士会姫路支部役員の皆様、そしてアンケートにご協力いただいた参加の方々に厚くお礼申し上げます。

8 参考文献

- 1) 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課：「福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」平成14年（平成17年一部修正）
- 2) 東京都福祉局生活福祉部地域福祉推進課：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
- 3) 東京都都市整備局市街地建築部市街地企画課：身近なバリアフリーハンドブック